

令和 6 年度
過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」
宇陀のオンリーワン魅力創出事業
プロポーザル実施要領

令和 6 年 9 月 1 2 日
宇陀市 農林商工部 観光課

【目次】

1. 業務の概要	1
1. 1 業務名	1
1. 2 目的	1
1. 3 業務内容	1
1. 4 委託期間	1
1. 5 提案上限額	1
1. 6 支払い方法	2
2. プロポーザルに関する事項	2
2. 1 参加資格	2
2. 2 スケジュール	3
2. 3 参加申込書の提出	3
2. 4 質疑および回答	4
2. 5 企画提案等の作成及び留意事項	5
2. 6 優先交渉権者等の選定方法	6
2. 7 契約	8
2. 8 プロポーザル参加に関しての留意事項	9

1.業務の概要

1.1 業務名

令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業

1.2 目的

今回の「過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業」は、かつて人々と伊勢神宮を結んでいた神聖な道である伊勢本街道を、宇陀市の歴史である『過去』と宇陀市の『未来』を結ぶ新しい伊勢本街道として活用し、多くの人々に「高揚感」、「期待感」、「好奇心」、「安らぎ」等を感じてもらい宇陀市と繋がる「道」となるような事業とする。つまり、宇陀市の観光事業の活性化を目的として、市内に点在している観光地及び観光名所を「伊勢本街道」を中心に面で結び、新しい観光イノベーションを創出することにより、着地型観光や周遊観光を目的とする観光客の増加を図る。また、それに伴い、地域の観光事業が活性化され、観光事業を担う新しい人材が増加しやすい環境を醸成する。

ついては、「伊勢本街道」の魅力を最大限に引き出し、持続的な観光資源として発展させるための事業提案を募集し、最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

1.3 業務内容

【別紙】 令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

1.4 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日（月曜日）まで

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、6,200,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

1.6 支払い方法

本業務に係る費用は、完了検査終了後、請求があった日から 30 日以内に指定された口座に振り込む。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルの参加は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加資格指名停止措置を受けているものではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (4) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜらせているものではないこと。
- (5) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 号第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者。
- (6) 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- (7) 本業務を一括再委託しないものであること。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(9) 本業務の管理技術者は、技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を保持したものとする。

※（２）～（４）については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

2.2スケジュール

項目	日程
1. 公告・募集要領の公表	令和６年９月１２日（木曜日）
2. 質疑書の受付期限	令和６年９月１９日（木曜日）（午後５時必着）
3. 参加申込書提出期限	令和６年９月２６日（木曜日）（午後５時必着）
4. 質疑書に対する回答期限	令和６年９月２６日（木曜日）
5. 参加資格確認通知	令和６年９月３０日（月曜日）
6. 企画提案書提出期限	令和６年１０月７日（月曜日）（午後５時必着）
7. 一次審査結果通知 （書類審査）	令和６年１０月１０日（木曜日）
8. 二次審査 （プレゼンテーション）	令和６年１０月１７日（木曜日）
9. 最終選考結果通知・公表	令和６年１０月下旬 予定
10. 契約締結・業務開始	令和６年１０月下旬 予定

2.3 参加申込書の提出

2.3.1 提出期間

令和６年９月１２日（木曜日）から９月２６日（木曜日）午後５時まで

※郵送の場合も、９月２６日（木曜日）午後５時までに必着とする。

2.3.2 提出場所・方法

農林商工部観光課へ事前に電話連絡のうえ、必要書類等を持参、もしくは郵送により提出すること。※メールでの受付は行わない。

2.3.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各 1 部提出しなければならない。

- (1) 【様式 1】 参加申込書
- (2) 【様式 2】 参加資格に関する申立書
- (3) 【様式 3】 業務実績調書
- (4) 【様式 4】 会社概要書
- (5) 【様式 5】 管理技術者選任届

2.3.4 参加資格確認通知

令和 6 年 9 月 3 0 日（月曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.3.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を農林商工部観光課へ事前に電話連絡のうえ、持参して提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.4 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式 6】 質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.4.1 質疑書の提出

(1)提出期間

令和6年9月12日（木曜日）から9月19日（木曜日）午後5時まで

(2)提出場所・方法

農林商工部観光課へ持参、または電子メール（s-kankou@city.udalg.jp）にて提出すること。なお、件名は「伊勢本街道魅力創出事業質疑」とすること。

2.4.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和6年9月26日（火曜日）までに随時、電子メールにて回答する。

2.5 企画提案等の作成及び留意事項

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出する。なお、提案は1社1案とする。

2.5.1 企画提案書の規定

(1) A4版を標準とする。頁数は5ページ以内で簡潔にまとめる。

(A3版による折込頁の挿入は可とする。ただし、文字の大きさ等見やすさに留意すること。)

(2) 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号を記入する。

2.5.2 企画提案書の構成

以下の内容について、任意様式にて簡潔に記載する。

①仕様書に記載された業務の基本的な考え方

②企画提案のポイント

③業務実施手法

④業務実施体制

⑤業務スケジュール

2.5.3 見積書

- ①見積書は、仕様書の内容をもとに【様式7】を提出し、それぞれの内訳を【様式7 別紙】を添付して提出する。
- ②提出する見積金額が予算額を上回る提案者の提案は無効とする。

2.5.4 提出部数

企画提案書については前項2.5.2の①～⑤を一本縛りとし原本1部、写5部、見積書については1部とする

2.5.6 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和6年10月1日（火曜日）から10月7日（月曜日）午後5時まで

(2) 提出場所

農林商工部観光課へ事前に電話連絡のうえ、持参または郵送により提出すること。

(3) 提出方法

事務局へ郵送（配達証明）または持参するものとし、電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分～午後5時までの間で受け付ける。

※郵送の場合は、令和6年10月7日（木曜日）午後5時までに必着とする。

※郵送の場合は、封印をしてから提出すること。また、封筒には「伊勢本街道魅力創出事業業務委託書類一式在中」と記載すること。

2.6 優先交渉権者等の選定方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。

2.6.1 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和6年10月10日（木曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。上位3位以内の業者は、二次審査に進むことができる。

なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

2.6.2 二次審査

プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

- (1)日時：令和6年10月17日(木曜日) (別途連絡)
- (2)場所：宇陀市役所 (別途連絡)
- (3)出席者：1 提案者3名以内 (管理技術者、主任技術者は必ず出席すること)
- (4)実施時間：1 提案者30分以内 (プレゼンテーション15分、質疑応答15分)
- (5)プレゼンテーションの内容
 - ・提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・実際に構築を担当するメインディレクターが説明を行うこと。
 - ・その他、特にアピールしたいアピールポイント

2.6.3 優先交渉権者の決定

二次審査で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合は、一次審査、二次審査共にこちらが定めた最低評価点を超えること。また、最高評価点獲得者が2社以上ある場合は、次の通りとする。

- (1)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

2.6.4 審査基準

審査は下記の基準により厳正に行うものとする。

- (1) 課題認識等
 - ・伊勢本街道及びその周辺エリアの現状、課題、本業務の趣旨を的確に把握、理

解しているか。

(2) 業務内容

- ・将来像の実現に向け、的確で実現性が高い提案になっているか。
- ・伊勢本街道及びその周辺エリアの幅広い情報を収集する工夫があるか。

(3) 類似事業の実績

- ・同様の業務を実施した実績が十分にあるか。

(4) 見積額

- ・見積の積算に妥当性があり、費用対効果を踏まえた内容となっているか。

2.6.5 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和6年10月下旬（予定）に、ホームページによって速やかに通知を行うものとする。

(2) 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点等の審査結果は、令和6年10月下旬（予定）に本市ホームページ上に公表する。

2.7 契約

2.7.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和6年10月下旬（予定）に本業務にかかる契約を締結する。

2.7.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.7.3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、宇陀市契約規則（平成18年1月1日規則第44号）等の定めるところによる。

2.7.4 契約期間

- (1)過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」魅力創出事業業務にかかる業務委託契約
契約締結日から令和7年3月31日までとする。
- (2)令和7年度以降にかかる業務委託契約
令和6年度の実施状況が良好な場合は、再度プロポーザルを経ることなく次年度以降の契約を締結することがある。ただし、予算の成立状況によっては、この限りではない。

2.8 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.8.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1)参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (2)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4)他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- (5)優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (6)契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.8.2 留意事項

- (1)提出された企画提案書等は返却しない。
- (2)提出以降における企画提案書等の追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3)提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4)企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6)提出された書類は宇陀市情報公開条例（平成18年1月1日条例第9号）、および

宇陀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年１２月２３日条例第１７号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

(7)企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

宇陀市 農林商工部 観光課 松井・藤井

住所：〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足１７番地の３

電話番号：0745-82-2457

FAX：0745-82-8211

メールアドレス：s-kankou@city.uda.lg.jp